

『自動車会議所ニュース』が完全デジタル化・季刊発行へ

今3月号を最後に冊子は廃止／季刊第1号は7月発行の予定

SNSなどを活用し情報の速報にも対応

日本自動車会議所はこの度、会報『自動車会議所ニュース』を完全デジタル化し、年間4回の季刊発行といたしますのでご案内いたします。これまで紙媒体の冊子として年間10回程度発行し、会員の皆さまにお送りしてまいりましたが、次号より当会議所ホームページにカラーのデジタルデータの『自動車会議所ニュース』を掲載いたします。当会議所の活動やイベント情報などは、まずホームページ・SNSで速報のうえ、本会報にて詳細をお知らせしてまい

ります。紙媒体での発行は今号をもって終了となりますが、これまでいただきました本会報に対するさまざまなご高配に心から感謝申し上げます。季刊第1号は、7月中旬の発行を予定しております。

◇今後の発行スケジュール

- ・夏号：7月中旬（4月～6月の活動等ご案内）
- ・秋号：10月中旬（7月～9月の活動等ご案内）
- ・冬号：1月中旬（10月～12月の活動等のご案内）
- ・春号：4月中旬（1月～3月の活動等のご案内）

基準料率の据え置きと 特定小型原動機付自転車の区分新設および基準料率が決定

第147回・第148回自動車損害賠償責任保険審議会開催

第147回・第148回自動車損害賠償責任保険審議会（自賠審）が1月15日および19日に金融庁にてオンライン併用で開催され、日本自動車会議所の加藤憲治保険特別委員長が委員として出席しました。15日の審議会において加藤委員は、2023年12月に2024年度当初予算における繰戻し額65億円が閣議決定されたことを受けて、関係者への感謝とともに引き続き早期の全額返済が必要であることを訴えました。

15日の審議会では、まず例年行われる料率検証結果と運用益の用途等ならびに特定小型原動機付自転車（電動キックボード等）の基準料率について説明が行われました。

料率検証結果としては、①自賠責の損害率が予定と現状の損害率の乖離が小幅に留まっていること、②中長期的な料率の安定性や改定に要するコスト等を踏まえると、今回直ちに料率改定が必要なほどの状況にはないことから、基準料率を据え置くことが適当であるとの方向性が示されました。

特定小型原動機付自転車（以下、特定小型原付）の基準料率については、審議の結果、特定小型原付



自賠審に出席した、当会議所の加藤憲治保険特別委員長（手前のテーブルの右から5人目）

の基準料率の区分を新設されることと、新たな料率の算出方法について了承され、19日の第148回自賠審にて特定小型原付の基準料率が決定しました。

■第147回（1月15日）自賠審の議事内容

(1) 料率検証結果について

- ・料率検証結果は予定損害率〔支払保険金／収入純保険料×100〕（133.5%）に対し、2023年度実績見込：133.5%、2024年度見通し：131.3%であり、概ね当時の想定通り。（損害保険料率算出機構）
- ・2024年度の損害率は131.3%になる見込みであり、乖離率は約1.6%となる見込み。過去に料率改定

を行った年度の予定損害率と検証結果の乖離率の平均が10.7%となっており、今般の検証結果は、この乖離率の平均と比べると比較的小幅な乖離と見ることができる。(事務局)

→審議の結果、基準料率を据え置くことが適当であるとの方向性が示されました。

■第148回(1月19日)自賠審の議事内容

○特定小型原付基準料率について

- ・特定小型原付と一般原動機付自転車の事故種別合計の保険金単価較差を算出。較差を純保険料率・損害調査費に反映することで、リスク特性に応じ

た特定小型原付の基準料率を算出。

○2024年4月からの離島以外の地域※に適用する基準料率(※沖縄県を除く)

保険期間	特定小型原付	一般原付
12か月契約	6,650円	6,910円
24か月〃	8,040円	8,560円
36か月〃	9,400円	10,170円
48か月〃	10,730円	11,760円
60か月〃	12,040円	13,310円



第110回全国自動車会議所専務理事会が2月21日、22日の両日、静岡県静岡市のホテルグランヒルズ静岡で開催＝写真＝されました。全国各地の自動車会議所から専務理事や理事長ら15団体19名が出席し、4団体4名がリモートで参加しました。

初日は冒頭、日本自動車会議所の山岡正博専務理事から能登半島地震の被災者に対しお見舞いの言葉が述べられた後、昨今の日本株の上昇を受け業界全体の景気上昇を期待しつつ100年に一度の変革に対応していきたいとの挨拶が行われました。続いて、当会議所の畠山太作常務理事から組織運営、CSP大賞、税制、交通安全、保険、クルマ好き拡大などの重点事業をはじめ2023年度の各活動進捗状況と来期の事業方針案を報告しました。

次に、各会議所の課題・情報共有として、石川県自動車会議所の中村充夫専務理事、富山県自動車会議所の糸岡正明専務理事、福井県自動車会議所の平谷守専務理事から能登半島地震における被害についてそれぞれ報告があり、3事業所とも職員は全員無事で、建物についても被害はほとんどないとのこと

でした。しかし、例年、年度末に向けて登録車、検査車両の業務が増える傾向にありますが、震災によって減少しており、今後の業務確保が懸念されます。インフラの早期復旧が進み、従来の業務活動が戻ってきてほしいとの報告がありました。

宮城県自動車会議所の五代儀敦専務理事からは、災害時に無料でレンタカーを貸し出す日本カーシェアリング協会(本部・宮城県石巻市)の取り組みが紹介され、今回の能登半島地震においても支援活動を実施しているとの報告がありました。

また、静岡県自動車会議所からは交通安全の取り組み事例として、駅ビルのサイネージビジョンやラジオを活用した啓発活動のほか、中部運輸局、静岡県交通対策協議会や静岡警察本部など交通安全行政機関への支援・寄付事業について説明がありました。さらに、新入学の児童に通学上の交通ルールやマナーをすごろく式で学べる「自習ノート」を直近2023年は県内504校34,895人に配布するなど、交通安全事業について積極的な活動を展開している旨の報告がありました。

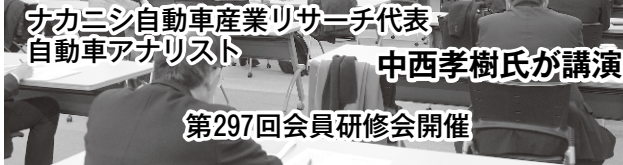
最後に当会議所から、2024年から使用する交通安全イラストの活用や交通安全啓発機器のレンタル、永年勤続者表彰式について、説明があり、1日目の会議は終了しました。

2日目は、徳川家康公の御遺骸を埋葬するために建立された「久能山東照宮」を参拝し、8年ぶりに増加した交通死亡事故が本年は減少するようとの願いを込めて参加者全員で交通安全祈願を行いました。

なお、次回の全国専務理事会は本年10月に大分県自動車会議所で開催する予定です。

自動車産業の展望

～2023年の振り返りと2024年の業界動向～



日本自動車会議所は1月29日、東京都港区の日本自動車会館で第297回会員研修会を開催しました。リモートも併用し、全国自動車会議所など各地から計約90名に参加いただきました。今回は「自動車産業の展望～2023年の振り返りと2024年の業界動向～」をテーマに、講師にはナカニシ自動車産業リサーチ代表で、自動車アナリストの中西孝樹氏をお迎えしました。



中西 孝樹氏

講演では冒頭、アナリストが選出した2023年の自動車産業の「10大イベント」を紹介。トヨタ自動車のトップ交代、日産自動車・ルノー連合のアライアンス見直し、4年ぶり開催のジャパンモビリティショー(旧東京モーターショー)などを挙げていました。

国内自動車メーカー大手7社の収益にも触れ「営業利益率は過去最高を更新しており、業績はピークにある」と指摘。半導体供給不足の緩和に伴う車両生産の好転や歴史的な円安進行による為替効果などが要因と分析しました。

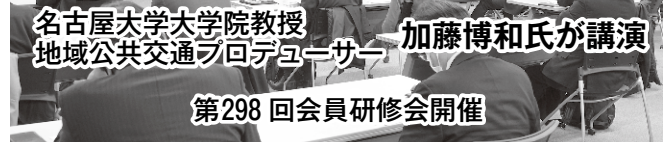
世界の自動車メーカーが進める電気自動車(EV)戦略については、米ラスベガスで開かれたテクノロジー見本市「CES2024」の現地レポートとして、ソニー・ホンダモビリティの動向やホンダのカナダEV新工場建設の検討状況等を説明。グローバルに取り組まれているカーボンニュートラル(温室効果ガス排出実質ゼロ)の流れと連動して「EVなしではカーボンニュートラルは実現できない」との見方を示しました。

日本のEV普及動向に関しては「先進国の中では(新車市場全体に占める)EV比率は低く推移しているが、2030年に5%、2035年には10%に達する」と予想。さらに次世代ビジネスモデルである「CASE」(コネクテッド、自動運転、シェアリング、

電動化)や「MaaS」(サービスとしての移動)が自動車産業に構造変化を及ぼすとして「2030年以降、自動運転社会の幕開けが訪れる」と強調しました。

「ライドシェア」を正しく理解し活用しよう

～「おでかけウェルカム社会」実現のツールとして～



日本自動車会議所は2月27日、東京都港区の日本自動車会館で第298回会員研修会を開催し、公共交通政策に詳しい、名古屋大学大学院教授で地域公共交通プロデューサーの加藤博和氏が「『ライドシェア』を正しく理解し活用しよう～『おでかけウェルカム社会』実現のツールとして～」をテーマに講演しました。リモートも併用し、全国自動車会議所など各地から計約90名に参加いただきました。



加藤 博和氏

政府は4月から、一般ドライバーが有償で顧客を送迎する「ライドシェア」を全国各地で深刻化している地域交通の課題を踏まえ、新制度を創設して一定の条件下で解禁する方針を決めています。講演では、地域の状況によって異なるライドシェア導入に関する議論について「現場と無関係な『空中戦』ばかりで、現場に必要なものが何か考えなければならない」などと地域が置き去りにされている点を取り上げ、現場目線で進めるべきだと主張しました。

2006年の改正道路運送法に伴い、市町村が地域で話し合っただけで公共交通を自ら決める場として「地域公共交通会議」ができたことにも触れ、「限られた地域資源を生かし、『おでかけ』確保のため、できる人ができることをやる必要がある」と説明。地域のステークホルダー(利害関係者)が合意形成し、公共交通を推進するべきだとの考えを示しました。

ライドシェアのモデルとされ、オンデマンド乗合交通などを実施している各地の事例に対しては、問題点等をそれぞれ指摘。その上で、ライドシェアを有効活用するには、①持続可能性の観点から運転者養成システムが重要になる②地域の実情に合わせた

適材適所な事業スキーム（枠組み）と運行形態、サービスレベルの選択が求められる③大都市部でこそ効率性を発揮できる——ことなどを挙げました。

講演全体を通じ、自身が地域公共交通プロデューサーとして国内のさまざまな地域で移動手段確保に

取り組んでおり、身近で利便性が高く、コストが安い公共交通実現を現場から目指す姿勢を強調。最後に「高齢者など運転できない人でも暮らしている社会づくりが急務」と力強く訴えました。

「自動車登録等適正化推進運動」を実施中

変更・移転手続きの早期実施を呼びかけ OSS申請によりオンラインでも手続きが可能

自動車登録等
適正化推進協議会

日本自動車会議所など自動車関係13団体で構成する「自動車登録等適正化推進協議会」（事務局：自動車検査登録情報協会）は、国土交通省、総務省、警察庁の協力を得て、自動車ユーザーに対して、自動車の変更・移転手続きを適正に行ってもらうための啓発活動を展開しています。同協議会では、引越しによるクルマの変更登録や、所有者の名義変更に伴うクルマの移転登録を周知させるためのリーフレットを作成し、関係機関を通じてユーザーへ配布しており、ホームページや広報紙誌などにも掲載して周知に努めています。

自動車の所有者が住所を変更した場合は「変更登録」の手続きを、所有者の名義を変更した場合は「移転登録」の手続きを、15日以内に行うよう法律（道路運送車両法）で義務付けられており、これを怠ると罰金が課せられることもあります。軽自動車も同様に、住所や名義を変更した場合には、「自動車検査証の記載事項の変更手続き」が必要です。

変更すべき登録内容をそのままにしておくと、リコールの案内や、税金・保険の通知が届かないこともあります。また、これらの通知が以前の住所や所有者に届けられ、トラブルの原因にもなりかねません。さらに、盗難や事故の際、所有者や使用者の確認が遅れるといった支障をきたす恐れなどもあることから、同協議会では、転勤や就職などで人の移動が活発化する3月末から4月初めにかけて、クルマの適切な手続きの周知徹底を図っています。

リーフレットは市区町村、警察署、運転免許センターなどの窓口で配布されており、裏面には全国の問い合わせ先電話番号の一覧が掲載されています。詳細は同協議会事務局を務める自動車検査登録情報協会のホームページにも掲載されています。また、

クルマの手続きを忘れずに!!

所有者が変わったとき
移転登録 が必要です

引越したとき
変更登録 が必要です

車検の電子化とは
●令和5年1月より車検証が電子化され、A6サイズの厚紙にICタグが貼付されています。(軽自動車は令和6年1月から)
●電子車検情報サイト
<https://www.denshishakensho.portal.mlit.go.jp/>

車検証閲覧アプリとは
●電子車検証の「車検の有効期間」、「使用者の住所」などの項目を確認できます。
●電子車検証を読み込むことで、その車両の情報をアプリ内に保存することができます。
●「車検証の有効期間が近づいた場合」、「リコール情報が提供された場合」などに通知が届きます。
●車検証閲覧アプリのダウンロードは無料で行えますが、お使いのスマートフォンへの通知などは別途設定いただく必要があります。
●車検証閲覧アプリのインストールはこちら

引越しOSSとは
●個人が引越しの際、オンラインにより自動車の変更登録申請を行う場合に、ナンバープレートの交還を次の車検時まで deferred します。
●引越しに際し、所有者本人が変更登録申請をマイナンバーカードを用いてOSSにより行う手続きが対象です。
https://www.mlit.go.jp/press/press/jidosha/06_9_000125.html
●OSS(ワンストップサービス)とは自動車登録手続と税の納付・車庫証明の取得をオンラインで一括して行うことを可能としたサービスです。
<https://www.oss.mlit.go.jp/portal/>

※軽自動車の場合は、軽自動車検査協会事務所でのお手続きが必要です。

ご注意!
手続を行わないと以下のような支障が生じる恐れがあります。
●リコール案内(車の欠陥)に関する重要な通知、税金や保険のお知らせが届かない。
●これらのお知らせが前の所有者に届けられ、トラブルの原因に…
●盗難や事故の際に所有者や使用者の確認が遅れる。
●道路運送車両法違反により、罰金に処される場合もある。

※お電話での問い合わせは裏面をご覧ください。
※登録自動車・軽自動車の保管場所(車庫)を変更したときは、最寄りの警察署へお問い合わせください。
※「自動車税」及び「軽自動車税(環境性能割)」は所在する都道府県の窓口へ、「自動車税(種別割)」は所在する市区町村の窓口へお問い合わせください。

自動車検査登録情報推進協議会 一般社団法人日本自動車工業会 一般社団法人日本自動車検査協会連合会 一般社団法人日本自動車検閲協会連合会 一般社団法人全国警察協会 一般社団法人日本中核自動車検閲協会連合会 一般社団法人全国自動車検閲協会連合会 一般社団法人全国自動車検閲協会連合会 一般社団法人全国自動車検閲協会連合会 一般社団法人日本自動車検閲協会 一般社団法人全国自動車検閲協会連合会 一般社団法人全国自動車検閲協会連合会 一般社団法人全国自動車検閲協会連合会 一般社団法人全国自動車検閲協会連合会

協力 国 土 交 通 省

自動車登録手続きと、税の納付・車庫証明の取得を、オンラインで一括して行うことを可能とした「自動車保有関係手続のワンストップサービス」(OSS)でも手続きすることができます。OSS申請には、マイナンバーカード対応のICカードリーダーが必要とのことでした。

なお、昨年1月から車検証が電子化され、車検証閲覧アプリを導入したスマホなどで登録情報を確認できるようになりました。また、整備事業者などが運輸支局に出頭することなく、車検証情報の書き換えが可能になることから、国土交通省では車検の更新手続き時間の短縮など「申請者負担の大幅な軽減ができます」としています。